

<ケアホーム・グループホームあて文書>

20介第1136号
20障第1231号
平成20年6月3日

各障害福祉サービス事業者 様

京都府健康福祉部介護・福祉事業課長
障害者支援課長

グループホームなどの小規模社会福祉施設における防火安全
対策の徹底について

先日、神奈川県内のケアホームにおいて、火災が発生し入居者の尊い命が失われるという事例が発生しました。

各事業者の皆様におかれましては、平素から「障害者自立支援に基づく指定障害福祉サービスの事業等人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」により対応していただいていると存知しますが、再度、職員の防火安全体制の確認、消防法に定める手続きの確認等を含め、引き続き防火安全対策の取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、平成19年6月の消防法施行令の一部改正により、平成21年4月1日以降、短期入所施設もしくはケアホームなど小規模社会福祉施設においても下記の設備等が義務化されますので、御承知いただくとともに、当該基準を満たさない事業所におきましては、早期に改善していただきますようお願いいたします。

なお、自動火災報知設備等の設置経費につきましては、障害者自立支援特別対策費（基金事業）の補助対象としておりますので、別途改めて事業計画の照会をすることとしております。

記

- 1 防火管理者の選任
収容人員10人以上の施設
- 2 消防用設備等
 - (1) 自動火災報知設備
 - (2) 消防機関へ通知する火災報知設備
 - (3) スプリンクラー設置（延べ面積が275㎡以上の施設）
 - (4) 消火器設置

※ 平成19年6月の消防法施行令の一部改正により、短期入所施設もしくはケアホームにつきましても、主として障害の程度が重い者を入所させる（障害者自立支援法に定める「障害認定区分」4以上の者が概ね8割を超える）場合、新たに設備等が義務化されます。

担 当	介護・福祉事業課 Tel075-414-4571
	障害者支援課 Tel075-414-4596

消防法施行令、消防法施行規則の改正（平成19年6月13日付）の概要

（グループホーム等の社会福祉施設に関する防火安全対策に関するもの）

1 主な改正点

- ① 消防法における建物用途による区分が変更
- ② 防火管理者の選任や消防用設備等の設置に関する基準が変更

2 改正の対象となる施設

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム※1、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設※2、肢体不自由児施設※2、重症心身障害児施設、障害者支援施設※3

◆ 新たに対象となる施設

- 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
 - 老人福祉法第5条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
 - 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（※3）事業を行う施設
 - 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（※3）を行う施設
- ※1 主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。
※2 通所施設を除く。
※3 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

3 改正の内容

項目	改正前	改正後
防火管理者	選任が必要な収容人員30人	選任が必要な収容人員10人 必要な資格 甲種防火管理 経過措置 なし
消火器	延べ面積150㎡以上で設置が義務	面積に関係なく全て設置義務 経過措置 平成22年4月1日まで
スプリンクラー設備	延べ面積1000㎡以上で設置が義務	延べ面積275㎡以上で設置義務 経過措置 平成24年3月31日まで
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上で設置が義務	面積に関係なく全て設置義務 経過措置 平成24年3月31日まで
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上で設置が義務	面積に関係なく全て設置義務 経過措置 平成24年3月31日まで
消防機関による検査	延べ面積300㎡以上で義務	面積に関係なく全てに義務 経過措置 なし

4 施行期日

平成21年4月1日

※ 詳しい問い合わせは最寄りの消防署まで